

# 大学のガバナンス改革の推進について(概要)(案)

資料2-2

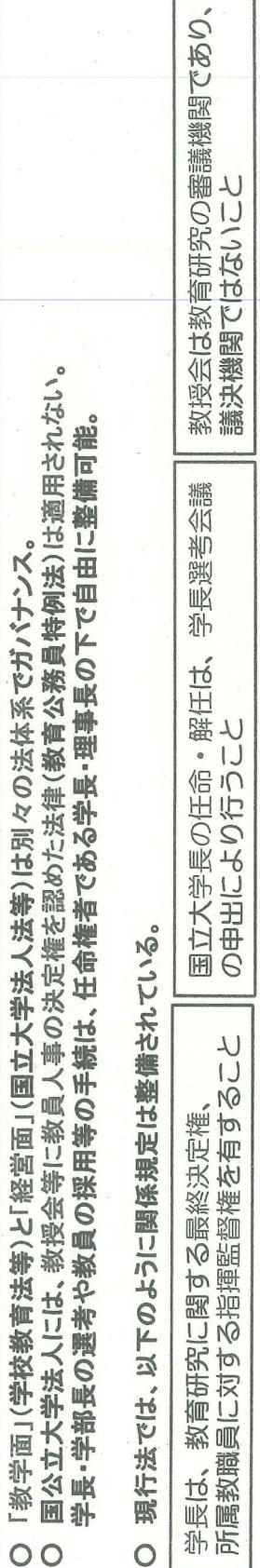
- ◇ 各大学は、主体的にガバナンス体制の検点検・見直しを行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。  
責任の所在を再確認するとともに、権限の重複排除、審議手続の簡素化、学長までの意思決定過程の確立を図る。
- ◇ 國は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的にに関わり、学長のリーダーシップを後押し。

○ 「教学面」(学校教育法等)と「経営面」(国立大学法人法等)は別々の法体系でガバナンス。

○ 国公立大学法人には、教授会等に教員人事の決定権を認めた法律(教育公務員特例法)は適用されない。

○ 学長・学部長の選考や教員の採用等の手続は、任命権者である学長・理事長の下で自由に整備可能。

現状



国 大学

## 1. 学長のリーダーシップの確立

[学長機能強化] 総括副学長等の設置、高度専門職の創設、SD·IRの強化、大学運営会議や全学機構の活用

[人事] ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度、年俸制の導入、若手ポストの拡充

[予算] 学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費・全学経費の確保  
[組織再編] ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持つて改革を推進

## 2. 学長の選考・業績評価

◆ 選考組織が主体性を持つて大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して、決定

◆ 安定的な運営ができる学長任期の設定

◆ 学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

## 3. 学部長等の選考

◆ 学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆ 学長による学部長等の業績評価

## 4. 教授会の役割の明確化

◆ 教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績査定等を審議

◆ 設置単位の再点検  
◆ 審議事項の透明化

◆ 大学評価、経営組織と教學組織の関係整理、FD·SD、人材流动性、執行部人材育成、情報公開

## <国公立大学法人への支援>

☆ 国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)  
☆ 第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

● 監事機能の強化  
● 制度改正

制度改正

● 監事機能の強化  
● 制度改正

社会のビジョンへの連携、物心両面からの支援